

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
翌日)

目 次

◇選挙告示

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の実施

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長等の選
任

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長が事務
を行う場所

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙に用いる投票用紙の様
式

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙における仮投票用封筒
等に押すべき印

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙における選挙会の場所
等

◇鳥取海区漁業調整委員 選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙において候補
者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が
十人を超えるときのくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において
準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定
に基づき、鳥取海区漁業調整委員会委員の任期満了による選挙を昭和五十
九年八月二日に行うので、漁業法第九十四条第一項において準用する公職
選挙法第三十三条第五項の規定により告示する。

なお、選挙すべき委員の数は、九人である。

昭和五十九年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

昭和五十九年八月二日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員選挙における
選挙長及びその職務代理者を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）
第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）
第七十五条第三項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条
において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八
十条第一項の規定により次のとおり選任したので、漁業法施行令第九条に
おいて準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十九年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 選 挙 長 鳥取市賀露町一七五七番地の三〇二 船本幸作
- 二 選挙長の職務代理者 岩美郡岩美町大字岩本三七八番地の三二 河本武春

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

昭和五十九年八月二日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和五十九年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

昭和五十九年八月二日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員選挙に用いる投票用紙の様式を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり定める。

昭和五十九年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

裏
折目

とうほしやしめい 候補者氏名 めいしよ (名称)	一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。
-----------------------------------	---

表
折目

昭和五十九年執行 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙投票	鳥 取 県 選挙管理 委員会印
-------------------------------	-----------------------

裏

--

表

昭和五十九年執行 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙投票	鳥 取 県 選挙管理 委員会印
-------------------------------	-----------------------

備考

- 一 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 二 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷り込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第七十号

昭和五十九年八月二日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和五十九年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号

昭和五十九年八月二日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十九年七月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 二 日時 昭和五十九年八月四日 午前十一時

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第一号

昭和五十九年八月二日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、くじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十九年七月二十四日

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 船 本 幸 作

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 二 日時 昭和五十九年七月三十日 午後五時十分